

最近の放射線安全行政の動向について

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線規制部門

本日の内容

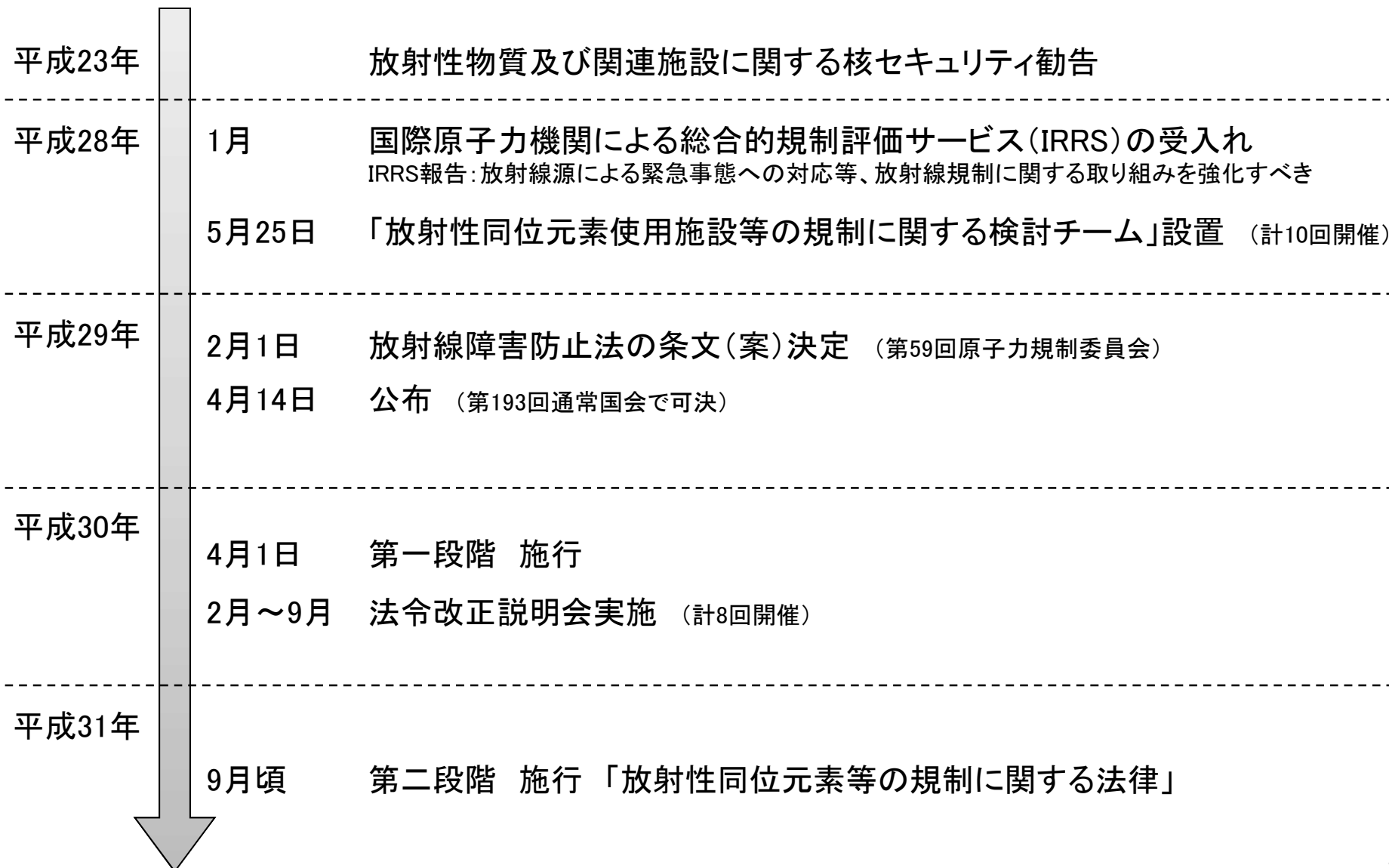
- I. 主な法令改正の概要について
- II. 放射線障害予防規程の見直しについて
- III. 事故・トラブル等の緊急時における
連絡の見直しについて

【参考】放射線障害防止法見直しに関する各種公表資料

http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/kiseihou_sankou.html#kisei_sankou

(ホーム ▶ 政策について ▶ RI 規制 ▶ 放射線障害防止法とは ▶ 規制の現状(参考))

I-1. 法令改正の流れ



I-2. 法令改正のスケジュール

区分	対象事業者	2017年 (H29年) 7月	2018年 (H30年) 1月	7月	2019年 (H31年) 1月	7月	2020年 (H32年) 1月	7月
スケジュール		★ 4月4日 法律公布					★ 9月20日～11月2日 ラグビーワールドカップ	★ 7月24日～8月9日 東京オリンピック
第一段階 公布	廃棄の特例 (法)		1月5日	4月1日	原子炉等規制法に基づく審査基準等の整備			
	事故報告 (法)							
	試験 (法)				準備期間 (2018年の資格講習・試験課目は従来通り)			
	資格講習 (法)				新たな課目での試験・資格講習の実施			
	定期講習 (法)				新たな課目での定期講習の実施			
	教育訓練							
	業務の改善							
	危険時の措置の情報提供							
	危険時の措置の事前対策							
	予防規程							
第二段階 公布	特定RIを扱うRI事業者 (約500)	9月頃 説明会	防護管理者講習の準備		原子力規制委員会による防護管理者育成プログラムの実施		登録機関等による防護管理者講習の実施	
	特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関		下位法令及びガイド等の作成	P C 公布	防護規程の策定、防護管理者の選任調整等		9月頃 防護規程の届出 12月頃 防護管理者選任届	
その他	審査・検査のガイドライン		ガイド等の作成	P C 公布				

I-3. 放射線障害防止法の規制区分

区分		内容(例)
許可届出使用者	特定許可使用者 <ul style="list-style-type: none"> ・密封放射性同位元素の使用 (貯蔵能力が10TBq以上) ・非密封放射性同位元素の使用 (貯蔵能力が下限数量の10万倍以上) ・放射線発生装置の使用 	1. 放射線発生装置を使用する病院 サイクロトロンを使用する施設 (非密封の製造が絡みます) 2. ガンマナイフを使用する病院 (密封放射性同位元素を使用した照射装置を使用する病院) 3. 放射性医薬品製造会社 4. 滅菌照射の事業所 (^{60}Co) 5. 大規模な研究所(大型発生装置・ ^{60}Co)
	許可使用者 <ul style="list-style-type: none"> ・密封放射性同位元素の使用 (下限数量の1,000倍を超える) ・非密封放射性同位元素の使用 	1. アフターローディング装置を使用する病院 (^{192}Ir ・ ^{60}Co) 2. 非破壊検査事業者 (^{192}Ir) 3. 試験薬として非密封放射性同位元素を使用する大学
	届出使用者 <ul style="list-style-type: none"> ・密封放射性同位元素の使用 (下限数量を超えかつ下限数量の1,000倍以下) 	1. 密封小線源のみを使用する病院 (^{125}I) 2. 校正用線源使用者
表示付認証機器届出使用者 <ul style="list-style-type: none"> ・表示付認証機器の使用 		1. 表示付認証機器PET装置使用者

I-4. 特定許可使用者の主な改正事項等 (例:リニアックのみであっても)

スケジュール		H30.4.1	H30.9.22
第一段階	事故報告	全てのRI事業者	
	教育訓練、記帳項目	許可届出使用者、許可廃棄業者	
	予防規程	予防規程を届け出る全てのRI事業者	
	業務の改善	特定許可使用者、許可廃棄業者	
	危険時の情報提供	予防規程を届け出る全てのRI事業者	
	危険時の措置の事前対策	基準を超える事業者	
第二段階	防護措置	特定RIを取扱う事業者	
	法律名・法目的事業者の責務	全てのRI事業者	

I-5. 2段階法令改正の事項の整理

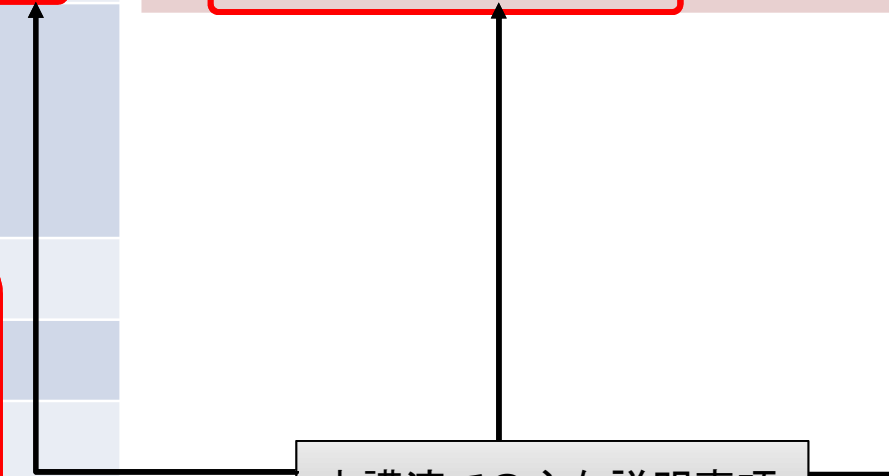
現行；放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（略称：放射線障害防止法）

- 廃棄に係る特例の創設
- 規制委員会等への事故等の報告の義務化
- 課目の規則委任化等
 - 主任者の試験の課目
 - 主任者の資格講習の課目
 - 主任者の定期講習の課目及び
 - 定期講習の頻度・時間見直し
- 教育及び訓練の見直し
- 記帳項目の見直し
- 予防規程の見直し
 - 取扱いに従事する者の管理を含む安全管理主任者の代理者
 - 放射線施設の維持及び管理並びに点検
 - 危険時の情報提供
 - 応急の措置を講ずるために必要な事項
 - 業務の改善

改正後；放射性同位元素等の規制に関する法律

- 法律名の変更及び法目的の追加強化
- 防護措置（セキュリティ対策）の強化
- 事業者責務の取り入れ

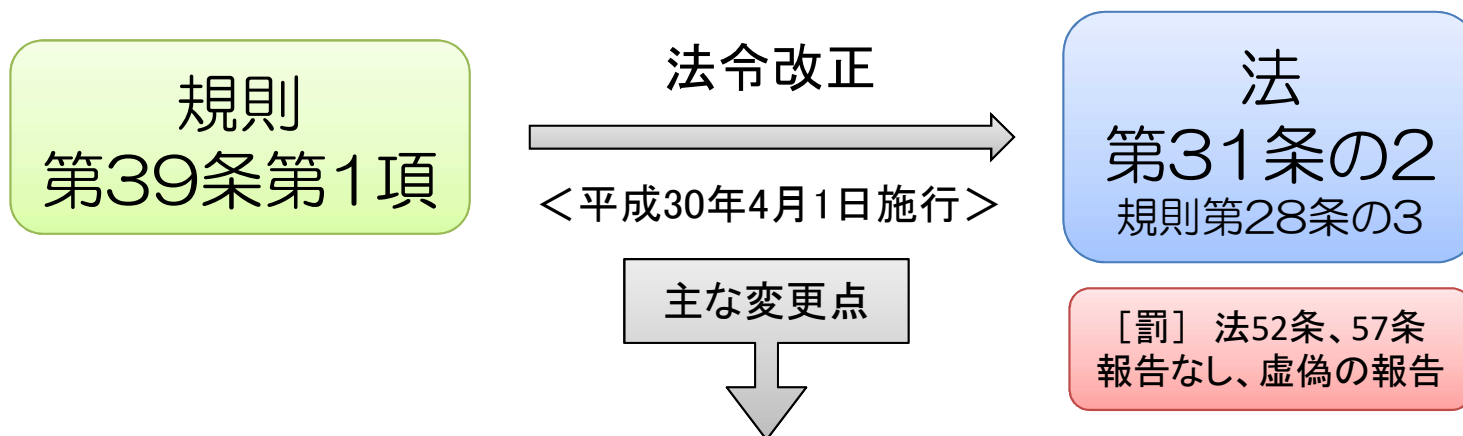
本講演での主な説明事項



I-6.法律名・法目的の変更、事業者の責務

	現行;放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(略称:放射線障害防止法)	改正後; 放射性同位元素等の規制に関する法律
第1章 総則 (目的) 第1条	この法律は、原子力基本法 の精神にのっとり、(中略)、 これらによる 放射線障害を防止し、 公共の安全を確保 することを 目的とする。	この法律は、原子力基本法 の精神にのっとり、(中略)、 これらによる 放射線障害を防止し、 及び特定放射性同位元素を防護して、 公共の安全を確保 することを 目的とする。
第6章 許可届出 使用者等の 責務	なし	許可届出使用者(表示付認証機器使用 者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸 業者及び許可廃棄業者は、この法律の 規定に基づき、原子力の研究、開発及 び利用における安全に関する最新の知 見を踏まえつつ、放射線障害の防止及 び特定放射性同位元素の防護に関し、 業務の改善、教育訓練の充実その他の 必要な措置を講ずる責務を有する。
第38条の4		

I-7. 報告義務の強化 (全事業者)



変更点	内容	理由
事故の報告	報告義務を事業者課し、 運搬を委託された者を除外	原因究明や再発防止策等を含み、RI等の 取扱いに関して専門的な知識が必要となること に加え、事業者の責任をより明確化するため
管理区域内の 漏えいの 除外規定	<ul style="list-style-type: none"> □ 気体状のRI等が漏えいした場合に、排気 設備の機能が適正に維持されているとき ハ 漏えいしたRI等の放射エネルギーが微量のとき その他漏えいの程度が軽微のとき 	RI等が管理区域内で漏えいした場合の 除外規定が限定されていたため 空气中濃度限度、表面汚染密度を超えない量
線量限度を超え、 又は超えるおそれ のある場合	使用施設、廃棄物詰替施設、 貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、 廃棄施設が対象	使用施設で人が常時立ち入ることができる 場所の線量限度のみを規定していたが、 使用施設に限定せず、施設基準が規定されて いる放射線施設を対象

I-8. 教育訓練の見直し【1/2】

- 教育及び訓練の時間数を定める告示において、項目ごとの時間数は事業者の**使用形態等を考慮せずに一律に規定**
- 事業者におけるRI等の使用形態は、多岐に渡っており、様々な核種を使用している事業者や**装備機器又は放射線発生装置1台のみしか使用していない事業者がある**
- ◆ 教育訓練（継続）の実施期間を、**前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に変更**
- ◆ 法令と、法令を踏まえて各事業者が定めている予防規程の内容を関連付けて教育訓練を行うことができるように、「**放射線障害の防止に関する法令**」と「**放射線障害予防規程**」の課目を統合

<平成30年4月1日施行>

I-8. 教育訓練の見直し【2/2】

- ◆ 使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に、
各項目の最低限必要な時間数を以下のとおり規定
 - 放射線の人体に与える影響(30分以上)
 - 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い(1時間以上)
 - 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程(30分以上)
- ◆ 項目ごとに必要な時間数を定める**手順を予防規程に定めることを要求**
- ◆ 管理区域に立入前又は取扱等業務に従事する前の教育及び訓練について、実施した教育及び訓練の**時間数を各項目ごとに記帳することを要求**

<平成30年4月1日施行>

I-9. 記帳項目の見直し【許可届出使用者の場合】

項目	記帳漏れはありますか？	記帳内容（規則第24条第1項第1号）
受入れ 払出し	イ 放射性同位元素の種類及び数量 □ 年月日, 相手方の氏名又は名称	今年度から記帳項目が増えます！
使用	ハ 放射性同位元素の種類及び数量 ホ 使用の年月日, 目的, 方法及び場所	ニ 放射線発生装置の種類 ヘ 使用に従事する者の氏名
保管	ト 放射性同位元素の種類及び数量 チ 保管の期間, 方法及び場所	リ 保管に従事する者の氏名
運搬	又 運搬の年月日, 方法, 荷受人・荷送人の氏名又は名称, 運搬従事者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称	
廃棄	ル 放射性同位元素の種類及び数量 ヲ 廃棄の年月日, 方法及び場所	ワ 廃棄に従事する者の氏名
点検	ヨ 点検の実施年月日, 点検の結果, 措置の内容, 点検者の氏名	
教育訓練	タ 教育訓練の実施年月日, 項目, <u>各項目の時間数</u> （初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）、教育訓練を受けた者の氏名	
その他	シ 規則第22条の3第1項に規定する場所における外部放射線量、空气中濃度又は表面密度が限度値以下であることの確認方法及び確認した者の氏名並びに管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏名	

II-1. 放射線障害予防規程に定める事項の見直し

〔 施行規則第21条第1項；放射線障害予防規程に
定めるべき事項を見直し 〕

① 共通事項

① 職務及び組織

② 主任者の代理者

③ 施設の維持及び管理

④ RI等の利用

⑤ RI等の受払、保管等

⑥ 測定

⑦ 教育訓練

⑧ 健康診断

⑨ 保健上必要な措置

統合
見直し

⑩ 記帳及び保存

⑪ 災害時の措置

⑫ 危険時の措置

⑬ 情報提供

新設

⑭ 応急の措置

⑮ 業務の改善

⑯ 管理の状況の報告

⑰ 廃棄物埋設

⑱ その他

Ⅱ-2. 施行規則第21条第1項の改正【1/3】

改正後	改正前
<p>1 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。【統合】</p>	<p>1 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>1の2 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。</p>
<p>2 放射線取扱主任者の代理者に関すること。【見直し】</p>	<p>1の3 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。</p>
<p>3 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。【統合】</p>	<p>1の4 放射線施設の維持及び管理（第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）に関すること。</p> <p>1の5 放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。</p>
<p>4 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>	<p>2 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関すること（第15条第2項の規定する場合における密封されていない放射性同位元素の数量の確認の方法に関することを含む。）。</p>

Ⅱ-2. 施行規則第21条第1項の改正【2/3】

改正後	改正前
5 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。	3 放射性同位元素等の受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄に関すること（届出賃貸業者にあつては、放射性同位元素を賃貸した許可届出使用者により適切な保管が行われないときの措置を含む。）。
6 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。	4 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第20条第4項各号に掲げる措置に関すること。
7 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。	5 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
8 健康診断に関すること。	6 健康診断に関すること。
9 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。	7 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
10 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。	8 法第25条に規定する記帳及び保存に関すること。
11 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。	9 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。
12 危険時の措置に関すること。	10 危険時の措置に関すること。
13 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。【新設】	

Ⅱ-2. 施行規則第21条第1項の改正【3/3】

改正後（案）	改正前
<p>14 第29条第1項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関する事（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。</p> <p>イ 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関する事。</p> <p>ロ 応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関する事。</p> <p>ハ 応急の措置の実施に関する手順に関する事。</p> <p>ニ 応急の措置に係る訓練の実施に関する事。</p> <p>ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関する事。 【新設】</p>	
<p>15 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する事（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。 【新設】</p>	
<p>16 放射線管理の状況の報告に関する事。</p>	<p>11 放射線管理の状況の報告に関する事。</p>
<p>17 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関する事。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>	<p>12 廃棄物埋設地に埋設した埋設廃棄物に含まれる放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置に関する事。（廃棄物埋設を行う場合に限る。）。</p>
<p>18 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>	<p>13 その他放射線障害の防止に関し必要な事項</p>

Ⅱ-3. 予防規程ガイドについて

目的	予防規程に定めるべき記載事項について明確にする
公開	原子力規制委員会ホーム ▶ 政策について ▶ RI規制 ▶ RI規制関連法令集 「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」 http://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf
予防規程 作成上の 留意点	<p>使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用形態に応じた管理方法を具体的に規定すること。 ➤ 予防規程に記載する各々の業務の「責任者」に、権限及び責任を付与すること。 ➤ 下部規程を作成する方が効果的な場合には、下部規程を作成する旨を予防規程に記載することで対応可能。 ➤ 要求事項について、他法令に基づいて設けた仕組みを活用することは可能。その際には予防規程において活用するその仕組みを明記することが必要。等

① 共通事項(1/2)

- 0-1) 予防規程に記載する放射性同位元素等及び放射線発生装置の管理方法は、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の**利用形態に応じた管理方法を具体的に規定**すること。
- 0-2) 予防規程は、工場若しくは事業所、届出販売業者、届出賃貸業者又は廃棄事業所(以下「事業所等」という。)ごとに作成すること。
- ▶ 大学構内に存在する**複数の事業所の予防規程の内容が同一**でも、予防規程は**事業所ごとに届出が必要**
- 0-3) 予防規程に定める事項のうち、具体的な手順、方法及び連絡先等を**下部規程に委任する場合には、下部規程の名称を記載**すること。
- ▶ 予防規程に記載すべき事項は多岐に渡ることから、**具体的な手順、方法及び連絡先等文書の階層化を図ることは可能**
下部規程がさらに階層化されている場合、それらを包含する最上位の規程の名称を予防規程に記載することで対応することも可能
- 0-4) 各号に規定する事項の実施に際し、複数の者の承認を必要とする場合には、**決定権者又は最終承認者を規定**すること。なお、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)の確認等を受ける場合は、その旨も規定すること。

① 共通事項(2/2)

- 0-5) 予防規程は、必ずしも各号ごとに規定する必要はなく、複数の号で要求されている事項をまとめて規定した方が整理しやすい場合は統合してもよいこととする。
- 0-6) 予防規程に記載する各々の業務の「責任者」は、例えば、各々の業務の担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定すること。
- ▶ 責任者とは予防規程に定める使用者等の各々の業務に対し権限及び責任を付与されている者（業務管理・運営上の責任者）のことで、各規制要求事項に対する責任を明確にする観点から記載を要求したものであり、使用者等の実態を踏まえて規定すること
でよい
なお、業務を外部に委託した場合には当該委託を管理する責任者を記載することが必要
- 0-7) 放射線障害予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が放射線障害予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規定を活用することはできる。その場合、当該規定の名称を放射線障害予防規程に記載すること。

① 職務及び組織【規則21条第1項第1号】(1/3)

- 本号では、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いの安全管理を確実なものとしていくため、事業所等において、放射性同位元素等又は放射線発生措置の取扱いに対し、必要な**組織、責任者及び指揮系統を明確に定めること**を求めている。
- 1-1) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の**取扱いに従事する者に**関する**職務及び組織、主任者その他の事業所等全体の安全管理に従事する者の職務及び組織並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等について**、下記の①から③に記載する事項を踏まえて、**体系的に規定**すること。また、安全管理等の一部を同一法人内の別の事業所等が担う場合には、**役割分担及び権限も規定**すること。
なお、他の危険物質等による安全管理の組織が既に設けられ、本号における組織と統合した方が、**実効性のある安全管理が実施できる場合には、統合した組織を規定**してもよいこととする。
- ① 使用者等は、主任者を選任すること、主任者の資質向上のために、定期講習を受けさせること及び主任者の意見を尊重することから、使用者等の責任者として、これらを確実に実行できる立場の者（組織の長等）を規定すること。

① 職務及び組織【規則21条第1項第1号】(2/3)

② 主任者を放射線障害の防止についての監督及び放射線施設に立ち入る者に法律若しくは法律に基づく命令又は予防規程の実施を確保するための**指示が確実に実行できるような立場に位置づけること。**

また、主任者の**職務を規定**すること。なお、主任者を**複数選任している場合には、各主任者の職務の権限を明確**にすること。

▶ 複数の主任者を選任している場合は、実情に合わせて主任者の権限内容を同一とすることも可能であるが、**課題や問題が生じた場合の責任範囲及び判断をする場合の決定の手續等について、あらかじめ明確にしておくことが必要**

また、このような場合、**全部又は一部の主任者が不在の時の同様の手續を、あらかじめ明確にすることが必要**

【例】

- 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- 法第43条の2の規定に基づく立入検査の立ち会い
- 予防規程及び下部規程の作成又は改訂等における確認
- 危険時の措置等に関する対策への参画
- 組織の長への意見具申

① 職務及び組織【規則21条第1項第1号】(3/3)

③ 使用者等の実態に応じて放射線施設の維持管理や放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定等を行う責任者並びに放射線業務従事者の管理をする責任者を規定すること。
なお、主任者が複数の責任者を兼務することは望ましくないが、使用者等の実態に応じ適切な場合には、責任者が主任者であってもよい。

1-2) 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための委員会又は会議を設ける場合には、その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等を規定すること。

1-3) 放射線業務従事者（事業所等外の組織に所属する者も含む。）を指定するために必要な教育及び訓練並びに健康診断の実施等の手続を規定すること。

② 主任者の代理者【規則21条第1項第2号】(1/2)

- 主任者は、放射線障害の防止についての監督を行う立場にあることから、法第37条の規定では、主任者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合（休暇等も含む。）であって、かつ、その職務を行うことができない期間中に放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄をする場合には、主任者の職務を代行させるための代理者を選任することを規定している。
- 本号では、**主任者が職務を行うことができない期間中に**放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うときに、使用者等において適切に放射線障害の防止についての**監督等がなされるよう、代理者を選任及び解任する手順並びにその職務を定めること**を求めている。
- なお、主任者が、職務を行うことができない期間が30日に満たない場合は、原子力規制委員会に対して、代理者の選任の届出を要しないが、代理者を選任しておく必要がある。

② 主任者の代理者【規則21条第1項第2号】(2/2)

2-1) 主任者の代理者（以下「代理者」という。）の**選任及び解任を指定する責任者並びにその手順を規定**すること。

- ▶ 放射線取扱主任者の選任・解任は、使用者等において使用の開始まで又は人事異動等による放射線取扱主任者の交代の際等に組織として手続がなされる他方、代理者の選任・解任は、放射線取扱主任者の旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合が生じたときに行うものであるため、突発的に選任せざるを得ない場面も生じる
このため、**代理者の職務の遂行に支障が生じないよう、選任・解任の手順について放射線障害予防規程にあらかじめ定めることを求めたもの**

2-2) **代理者の職務及び権限を規定**すること。

- ▶ 法第37条第4項に基づき放射線取扱主任者の職務を代行する場合、代理者の職務及び権限は放射線取扱主任者の権限と同等となるため、第1号の**放射線取扱主任者の職務及び権限の規定に、代理者の職務及び権限を統合することは可能**
ただし、代理者を複数置く場合は、代理者の職務及び権限を明確にする必要があることから、代理者の職務及び権限の規定を要求

③ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(1/4)

- 許可届出使用者及び許可廃棄業者には、法第13条の規定に基づく使用施設等の基準適合義務が課されており、許可を受けた又は届出をした放射線施設を点検し基準を満たすよう施設を維持する必要がある。また、法第15条の規定に基づく規則第15条等の規定による技術上の基準では、放射線施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示することを求めており、これも確認する必要がある。
 - 本号では、放射線障害を防止するため、施設を維持するための点検の項目及び点検の手順並びに点検の結果を踏まえ、必要な措置を講じる手順を許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に即して定めることを求めている。
 - ▶ 点検の手順とは、点検の時期、方法、判定の基準等点検に係る細目をいう
- 3-1) 放射線施設の点検に関する責任者を規定すること。

③ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(2/4)

- 3-2) **点検を行う放射線施設及び管理区域を規定**すること。また、規則第14条の7から第14条の11までに規定する技術上の基準（以下「**施設基準**」という。）に**適合していること**並びに規則第15条、第17条及び第19条に規定する技術上の基準（以下「**行為基準**」という。）に規定されている**注意事項等を確認できるように放射線施設及び管理区域ごとに点検の項目の細目を規定**すること。なお、届出使用者については、貯蔵施設に加え、管理区域（放射性同位元素を使用する場合にあっては使用の場所、放射性同位元素等を廃棄する場合にあっては廃棄の場所）の点検の項目の細目を規定すること。
- ▶ 点検の項目の細目としては、許可又は届出をした**放射線施設が施設の技術上の基準に適合しているか確認するために必要な内容を規定**すること
- 3-3) **放射線施設及び管理区域ごとに点検頻度を規定**すること。なお、点検の頻度について、放射線施設の室等ごとに適用される施設基準及び行為基準に適合しているかを確認するため、年に2回を標準とし、事業所等における実情に応じて合理的な範囲で実施することとし、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実態に応じて適切な頻度を規定すること。ただし、少なくとも年に1回行うことを規定すること。

③ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(3/4)

- 3-4) 異常を発見した場合に、措置を講じる手順を規定すること。なお、措置に係る手順には、必要に応じ、作業計画書の作成及び主任者等の確認手順を規定すること。
- ▶ 措置を講じる手順としては、措置を講じるに当たって、放射線取扱主任者等の確認や、必要に応じ作業計画書の作成に関することを規定すること
- 3-5) 放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手続、立ち会い又は立入制限等の手順を規定すること。
- ▶ 放射線業務従事者以外の者が、施設の維持管理のために管理区域内に入る手続、立会い又は立入制限等の手順を規定を要求しているものであり、使用者等の実情に合わせて一般の一時立入と併せて規定してもよい

③ 施設の維持及び管理【規則21条第1項第3号】(4/4)

3-6) 規則第22条の3第1項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- 管理区域でないものとみなされる区域に**立ち入る者の立入りの管理方法**
- 外部放射線に係る**線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度**が、原子力規制委員会が定める線量等を超えないことの確認方法
- 停止期間中に放射線発生装置の使用をする室の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設定していない旨を**掲示するなどの必要な措置**

④ RI等の使用【規則21条第1項第4号】(1/2)

- 本号では、法第15条第1項の規定に基づく規則第15条第1項の規定による技術上の基準に基づき、**使用する放射性同位元素の密封の有無及び性状等並びに放射線発生装置の性能等の実態に即し、使用の方法を定めること**を求めている。また、規則第15条第2項の規定に基づき管理区域外における密封されていない放射性同位元素の使用をする場合は、管理区域の外にある密封されていない放射性同位元素の総量が1日につき下限数量を超えないなどの適切な管理の方法を定めることを求めている。
- 4-1) **使用に関する責任者を規定**すること。
- ▶ 使用に関する責任者としては、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に関して、**担当部署の長等の権限及び責任を付与された者を規定**すること
- 4-2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関し、規則第15条第1項の規定を踏まえ、**許可届出使用者の実態に応じた、具体的な使用の方法を規定**すること。
- ▶ 具体的な使用の方法としては、予防規程に共通する事項（使用方法として具体的な実験計画や要領を定める手続、確認事項等）を記載し、より具体的な使用方法は、**実験計画書や実験要領書に記載された使用の方法を具体的な使用方法と見なすことを放射線障害予防規程又は下部規程に定めることも可能**

④ RI等の使用【規則21条第1項第4号】(2/2)

4-3) 規則第15条第2項の規定を適用する場合には、以下のことを規定すること。

- 管理区域外における密封されていない**放射性同位元素等の総量**（複数の使用の場所で使用する場合には、その総量）が**1日につき下限数量を超えないこと**を主任者への報告及び帳簿に記帳するなどの確認方法
 - 管理区域外での保管の禁止、使用の都度、固体状の汚染された物を管理区域内へ持ち帰ること及び使用した場所での汚染を除去することなどの措置を含む取扱いの方法
 - 下限数量を超えない密封されていない放射性同位元素のみを取り扱う従事者に対する規則第21条の2第1項第3号に規定する教育及び訓練の実施
- ▶ 下限数量以下の非密封RIを管理区域外で使用する場合には、**管理区域外における1日あたりの総量が下限数量を超えないことを確認が必要**であることから規定を要求している

⑤ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(1/3)

- 使用者等は、法第16条等の規定に基づく規則第17条等の規定による技術上の基準及び法第29条の規定に基づく譲渡し、譲受けなどの制限等を踏まえ、放射線障害の防止のため放射性同位元素等の適切な管理をする必要がある。本号では、**受入れ、払出し、保管、運搬又は廃棄をする放射性同位元素等の性状及び数量等並びに事業所等の実態に即し、規則第21条第1項第4号の規定に基づく使用を除く取扱いの方法を定めることを求めている。**
 - 5-1) **受入れ（譲受け又は借受け）、払出し（譲渡し又は貸付け）、保管、運搬又は廃棄に関する責任者を規定すること。**
 - 5-2) **放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事業所等内の手続及び受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認方法を規定すること。**
 - ▶ **受入れ又は払出しを行う放射性同位元素等が許可又は届出の範囲内であることの確認については、法第29条の譲渡し、譲受け等の制限に抵触しないことの確認でもあることからの要求**

⑤ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(2/3)

5-3) 規則第17条の規定を踏まえ、使用者等の**実態に応じた放射性同位元素等の具体的な保管の方法及び貯蔵能力を超えていないことの確認方法を規定**すること。

- ▶ 貯蔵能力を超えていないことの確認については、**法第30条の所持の制限に抵触しないことの確認**でもあることからの要求

5-4) 規則第18条の規定を踏まえ、**運搬の方法**（事業所等外の簡易運搬を行う場合には、その方法を含む。）**及び運搬に関する事業所等内の手続を規定**すること。

5-5) 規則第19条の規定を踏まえ、使用者等の実態に応じた放射性同位元素等の**具体的な廃棄の方法**（廃棄を委託する場合は、廃棄を委託する手続を含む。）**を規定**すること。

- ▶ 廃棄の方法については、廃棄の方法に係る考え方及び方針等基本的な事項を記載し、**変わりうる詳細は、下部規程に委任し、下部規程の名称を記載することで対応することが可能**

⑤ RI等の受払、保管等【規則21条第1項第5号】(3/3)

5-6) 法第33条の2の規定に基づいて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の廃棄事業者へ廃棄を委託する場合には、委託契約において、廃棄を委託した廃棄物が、同法の廃棄の事業の許可の範囲に含まれないことが判明した場合には、当該委託契約を解除できる旨の条項が契約に含まれるべきことを規定すること。

- ▶ 法第33条の2（廃棄に係る特例）に基づき、許可届出使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に放射性同位元素等の廃棄を委託した場合に、廃棄事業者の許可の範囲外であるものを許可届出使用者等に返却できることを契約上担保するための要求
しかし、廃棄に係る特例については、**原子炉等規制法に基づく廃棄事業者がないことから、当面規定しなくてよい**

⑥ 測定【規則21条第1項第6号】(1/3)

- 本号は、法第20条の規定に基づく規則第20条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある**場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めること**を求めている。
 - 6-1) **測定に関する責任者を規定**すること。
 - 6-2) 規則第20条第1項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために**最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定**すること。
 - ▶ 「最も適した測定箇所」とは、規則第20条第1項第3号の下欄に掲げるそれぞれの場所について**放射線により最も多く被ばくすると考えられる箇所**又は放射性同位元素による**汚染が最も多いと考えられる箇所**を指している

⑥ 測定【規則21条第1項第6号】(2/3)

- 6-3) 規則第20条第2項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、**測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定**すること。なお、規則第20条第3項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。
- 6-4) 測定の結果、汚染が発見された場合に行う**汚染の除去の方法等の必要な措置を規定**すること。
- ▶ 許可届出使用者等の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるのか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要
事前に方法を定めることが難しい場合には、**除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めること**により、除染を行う者の安全確保を図ることが必要
なお、想定される汚染の除染方法を定める場合でも詳細な内容は、**下部規程等において必要な措置を記載**することが可能

⑥ 測定【規則21条第1項第6号】(2/3)

- 6-5) 規則第20条第4項に規定する測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付することを規定すること。
- ▶ 規則第20条の2第1項に基づき、測定の結果を電磁的方法により記録する場合に、当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため単に閲覧させるだけでは不適切ではあるが、当該測定記録を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能であることから、当該記録を電磁的方法により交付する場合には予防規程に定めることが必要

⑦ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(1/4)

- 放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設は多岐にわたるため、教育及び訓練の時間数を定める告示（平成3年科学技術庁告示第10号）では**使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いて各項目の最低時間数を定めている**。このため、本号では、許可届出使用者及び許可廃棄業者が**放射性同位元素等の性状及び数量、放射線発生装置の種類並びにこれらの使用等の実態に応じて適切な時間数を定めること**を求めている。
 - ▶ 項目と時間数を見直すことにより、**柔軟な教育訓練を実施することが可能**
 - ▶ 事業者によっては、法定の時間数の訓練のみでは十分な教育訓練が実施できないにもかかわらず、内容を不当に解釈して**過度な時間数の短縮に繋がること**がないようにすることが重要

7-1) **教育及び訓練に関する責任者を規定**すること。

⑦ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(2/4)

- 7-2) 規則第21条の2第1項第2号及び第3号に規定される者に対し、使用の実態等を踏まえて、**初回及び定期の教育訓練の項目及び時間数を決定する手順を定めること。**
- ▶ 今回の法令改正は、事業所における放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、**必要最低限の時間数のみを定め、許可届出使用者等が自ら時間数を決められるようにした**
 - ▶ 許可届出使用者及び許可廃棄業者において、**教育訓練の項目及び時間数を決定する手続、考え方等を放射線障害予防規程において明確にすることを要求**
 - ▶ 例えば、放射線取扱主任者が時間数の案を作成し、事業所の長が決定をすることや、会議の中で決定するなど**許可届出使用者等の実態に即して規定することが可能**

⑦ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(3/4)

7-3) 規則第21条の2第1項第5号に規定される管理区域に**一時的に立ち入る者**（規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者も含む。）**に対する教育及び訓練の内容並びに実施方法を規定**すること。

- ▶ 施行規則第1条第8号において、放射線業務従事者は放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの、これ以外の者が管理区域に一時的に立ち入る場合に、一時的に立ち入る者に該当
- ▶ 放射性同位元素等の使用形態、取扱等業務の内容は多岐にわたることから、許可届出使用者等は、自らが施行規則第21条の2第1項第2号、第3号及び第5号に規定される者の**範囲を明確化し、必要な教育及び訓練を実施することが重要**

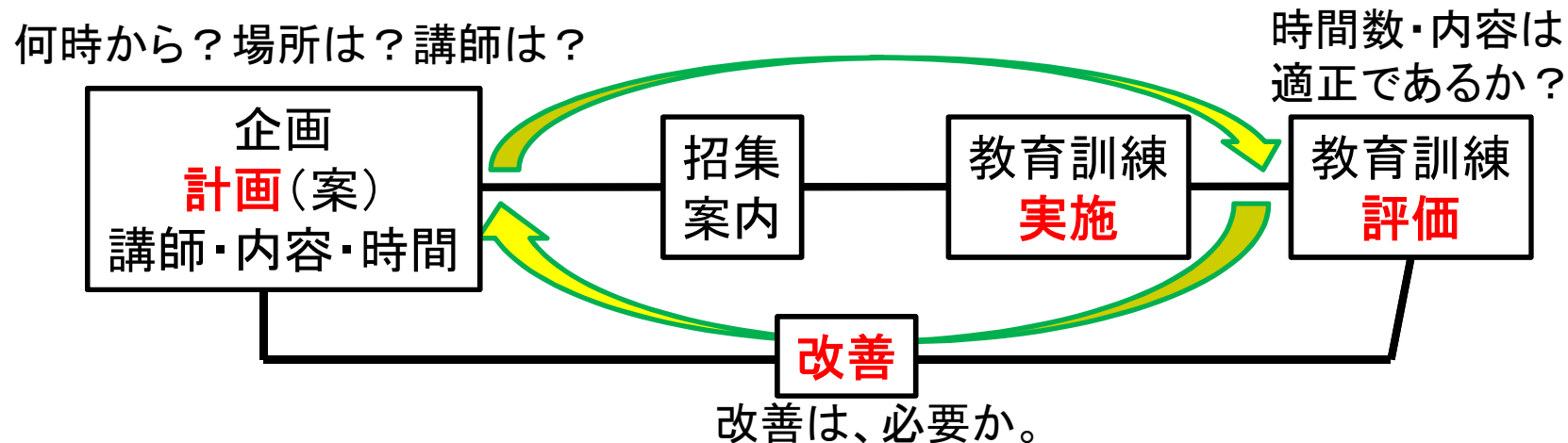
⑦ 教育及び訓練【規則21条第1項第7号】(4/4)

- 7-4) 規則第21条の2第2項の規定により、教育及び訓練の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有している従事者に対し、**教育及び訓練の省略を行う場合には、省略を判断する者及び省略の基準を規定**すること。
- 7-5) 本号の教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した際に、**本号の教育及び訓練として取り扱う場合には、その手続を規定**すること。
- ▶ 「手続」とは、許可届出使用者等において実施する教育訓練として、同等の内容の外部の研修等の受講をすることをもって教育訓練の受講とみなす場合において、その**判断基準、みなす際の手順等**をいう

- 使用の実態に応じた教育訓練（再教育）となるよう、**教育訓練の在り方・内容を自主的・積極的に検討**することを期待
- 実効性のある教育訓練（再教育）が行われるよう、関係者間で議論を深め、使用の実態を踏まえた教育訓練を実施するための項目・時間数の検討・とりまとめを期待

教育及び訓練に関して、予防規程にどのように規定しますか？

- ① **項目と時間数**を定める。
 - ・発生装置のみの施設(事業所)では？
 - ・密封線源と発生装置の施設(事業所)では？
 - ・密封、非密封、発生装置の施設(事業所)では？
 - ② **実施プロセスと責任者は？**
 - ③ **一時的立入者の教育訓練の実施と内容は？**
 - ④ **省略する場合、どのような基準で、誰が判断するか？**
- etc.



(つづき)

- 教育及び訓練の責任者の選定
権限と責任を付与しているか？
- 教育及び訓練の企画・立案
責任者は誰か？ 誰が企画・立案するか？
- 講師、時間・場所の設定
講師の選択、項目と時間数、場所。開催の案内・広報は？
- 実施
- 未受講者に対する対応計画
未受講者に関する措置は？省略の理由・判断者は規定どおりか？
- 教育及び訓練全体に対する評価と改善策
教育及び訓練の評価について
例：アンケート方式で評価し次年度へのステップ

併せて ;放射線取扱主任者の教育及び訓練は？
;講師になった者の教育及び訓練は？
;時間数(教育内容)の改善を柔軟に行うには、事業所独自の
時間数を下部規程に規定することも可能では？

流れを記録に残す

〇〇病院 放射線障害予防規程

第△△条 〇〇〇担当者は、業務従事者等に対し、本規程の周知を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規程による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施の時期は、次のとおりとする。

ア 業務従事者については、初めて管理区域に立ち入る前

イ 取扱等業務に従事する者については、取扱等業務を開始する前

ウ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務を開始した後にあつては1年を超えて

エ 管理区域に一時的に立ち入る者にあつては、管理区域に立ち入る前

(2) 教育及び訓練の時間数は、次表の項目の欄に掲げる時間数以上、前号に掲げる項目のイに掲げる時間数以上、前号に掲げる項目のウに掲げる時間数以上、前号に掲げる項目のエに掲げる時間数以上とする。

(3) 第1号ウについては、前号に掲げる項目のイに掲げる時間数以上とする。

項目	時間数	備考
放射線障害発生装置による放射線障害の防止に関する法令	30分	□
放射線障害発生装置による放射線障害の防止に関する法令	4時間	1時間 30分
放射線障害発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
放射線障害発生装置による放射線障害の防止に関する法令	30分	30分

3 前項の規定にかかわらず、上記に掲げる項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練の一部又は全てを省略することができる。

4 〇〇〇担当者は、一時立入者の立入りの承認を行う場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な事項について教育及び訓練を行わなければならない。

5 〇〇〇担当者は、教育及び訓練を実施したときはその結果を帳簿に記載し、第3項による教育及び訓練の一部又は全部を省略したときは省略した項目又は事項及び省略理由を記録し、〇〇〇責任者及び主任者に報告しなければならない。

施設の実態に合わせた全面的な見直しが必要！
(予防規程ガイドでは、各事業所が作成する予防規程に、法令の焼き直しを定めることを想定していますか?)

⑧ 健康診断【規則21条第1項第8号】(1/2)

- 本号では、法第23条の規定に基づき、放射線業務従事者に放射線障害が発生しているか否かを確認するため、**健康診断の具体的な方法を定めること**を求めている。
- 8-1) **健康診断に関する責任者を規定**すること。
- 8-2) 規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえ、**健康診断を行う時期等を規定**すること。
- ▶ 「健康診断を行う時期等」とは、施行規則第22条第1項第1号から第3号までの規定を踏まえた要求であり、放射線業務従事者**個人ごとに健康診断の時期を定めることを求めたものではない**
例えば、「放射線業務従事者が管理区域に立ち入る前」、「管理区域に立ち入った後1年を超えない期間」等の規定で充分

⑧ 健康診断【規則21条第1項第8号】(2/2)

- 8-3) 規則第22条第1項第5号に規定されている問診（被ばく歴の有無等）及び第6号に規定されている検査又は検診の項目を規定すること。
- 8-4) 健康診断の記録について、規則第22条第2項に規定する健康診断の結果の記録の保存期間及び健康診断を受けた者に対し記録の写しの交付することを規定すること。
- ▶ 規則第22条の2第1項に基づき、健康診断の結果を電磁的方法により記録する場合に、当該記録が対象者の管理下に渡っている必要があるため単に閲覧させるだけでは不適切ではあるが、当該健康診断の記録を電磁的方法により送付すること等をもって交付とすることは可能であることから、当該記録を電磁的方法により交付する場合には放射線障害予防規程に定めることが必要

⑨ 保健上必要な措置【規則21条第1項第9号】

- 本号では、法第24条の規定に基づき、法第23条に規定する健康診断を受けた結果又はその他の健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、保健上の必要な措置を定めることを求めている。
- 9-1) 保健上必要な措置を講じる責任者を規定すること。
- 9-2) 規則第23条第1号の規定に基づき、放射線障害を受けた放射線業務従事者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線被ばくのおそれの少ない業務への配置転換等の保健上必要な措置を講じる方法を規定すること。
 - ▶ 保健上必要な措置を講じる方法は、施行規則第23条第1号の規定を踏まえたもので、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換のほかにも、合理的な措置があれば、その旨規定することは可能
- 9-3) 規則第23条第2号の規定に基づき放射線業務従事者以外の者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じることを規定すること。

⑩ 記帳及び保存【規則21条第1項第10号】(1/2)

- 法第25条の規定に基づく規則第24条の規定に基づき、使用者等は、許可又は届出の範囲内で放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱っていることを確認することに加え、法令に定める各種基準及び予防規程に定める事項等にいたがって適切な管理を行う上で、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの状況及びその結果を把握するため、放射線障害の防止に関し必要な事項を記載するための帳簿を備え、記載することとなっている。このため、本号では、**備えるべき帳簿の種類及び保存期間等を定めること**を求めている。

10-1) **記帳に関する責任者を規定**すること。

⑩ 記帳及び保存【規則21条第1項第10号】(2/2)

10-2) 規則第24条第1項から第3項までの規定を踏まえ、使用者等の実態に応じ適切な帳簿の種類、閉鎖時期、保存期間及び保存場所を規定すること。なお、他法令で規定されている帳簿であって、規則第24条第1項各号の規定と合致しており、その帳簿を同号の帳簿として取り扱う場合には、その旨を規定すること。

- ▶ 帳簿の保管場所は、法令により備えるべきと定められている帳簿が散逸しないため、組織として責任を持って保管場所を把握、管理する観点から要求
- ▶ 保管場所は、一カ所でまとめて保管しても、担当部署や記載期間ごとに分けることも可能
- ▶ 保存場所の詳細を下部規程に定めることも可能

⑪ 災害時の措置【規則21条第1項第11号】

- 本号では、地震、火災等の外的要因による事故が起こった際に、次号、第13号及び第16号の措置を講じるかどうかを判断するために必要な初動の対応として、**放射線施設並びに放射性同位元素等及び放射線発生装置の被害の状況を確認することを定める**ことを求めている。

11-1) 地震又は火災等が起こったときの初動の対応として下記の①及び②に記載する事項を使用者等の実態を踏まえて規定すること。

- ① **災害の発見者等の対応の手順及び事業者等内の連絡体制**（休日、夜間を含む。）
- ② **施設又は設備等の点検及び火災又は事故等への対応の手順並びに点検及び対応を実施する責任者**

なお、対応の手順については、下記の事項を含めること。

- 点検及び対応の結果を事業所等内の責任者へ連絡すること
- 放射線施設の点検（規則第21条第1項第3号と同様でもよい）の項目一覧
- 地震、火災その他の災害が起こったときに点検を実施する基準

【例】

- 所在市町村（特別区を含む。）で震度5弱以上の地震があった場合
- 放射線施設で火災が発生した場合
- 津波又は河川氾濫等による床上浸水が発生した場合

⑫ 危険時の措置【規則21条第1項第12号】

- 本号では、法第33条第1項の規定に基づく規則第29条の規定に基づき放射線障害のおそれ又は放射線障害が発生した場合に必要な措置及びそのために必要な準備を定めることを求めている。

12-1) 規則第29条第1項に規定する**応急の措置を講ずることを判断する責任者及び対応する組織を規定**すること。

12-2) 規則第29条第1項の規定を踏まえ、**講ずべき応急の措置及び実施する責任者を規定**すること。

12-3) **緊急作業に従事する者を定める手順**、緊急作業に従事する者の**線量管理の方法**及び緊急作業に従事した者に対する**健康診断等の保健上の措置を規定**すること。

- ▶ 緊急時に迅速な対応をするためには、平時からあらかじめ**緊急作業に従事する者を指定し、教育訓練を実施することが必要**
そのため、緊急作業に従事する者を定める手順の規定を要求

⑬ 情報提供【規則21条第1項第13号】

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）によって新設された法第31条の2の規定に基づく規則第28条の3の規定に基づき、原子力規制委員会への事故等の報告を定めた。本号では、事故等の報告を要する**放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、公衆及び報道機関等の外部にも正確な情報を提供し、また外部からの問合せに対応するための方法を定めること**を求めている。
 - 13-1) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の**情報提供を実施する組織及び責任者を規定**すること。
 - 13-2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、**外部に情報を提供する方法及び外部からの問合せに対応する方法を規定**すること。
 - 【例】
 - ・問合せ窓口の設置
 - ・ホームページの活用
 - 13-3) 放射線施設で発生した**事故の状況及び被害の程度等外部へ提供する情報の内容を規定**すること。
 - 【例】
 - ・事故の発生日時及び発生した場所
 - ・汚染の状況等による事業所等外への影響
 - ・事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
 - ・応急の措置の内容
 - ・放射線測定器による放射線の量の測定結果
 - ・事故の原因及び再発防止策

⑭ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(1/5)

- 本号では、事故が発生した際に放射線業務従事者に重篤な確定的影響が生じうる使用者等を対象に、**想定される事象ごとに応急の措置を講ずべき判断基準及び対応の手順をあらかじめ定めることを求めている。**
 - 14-1) 応急の措置を講じる**組織及びその責任者並びに組織を構成する各要員の職務内容を規定**すること。
 - 14-2) 応急の措置を講ずる判断の基準を検知するために必要な**放射線測定器又は機器の種類、応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の種類及び保守点検等の手順を規定**すること。
 - 14-3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の区分ごとに、使用者等の実態に即し、あらかじめ放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の場所において**発生しうる事象を想定し、応急の措置を講ずる場合の判断の基準及び判断の基準ごとの講ずべき応急の措置の手順を規定**すること。

⑭ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(2/5)

- ▶ 許可届出使用者の実情を踏まえ、あらかじめどのような汚染が生じるか想定できる場合には、あらかじめ除染方法を定めることが必要、ただし、事前に方法を定めることが難しい場合には、**除染の作業計画を作成した上で実施するという手順を定めることにより、除染を行う者の安全確保を図ることが必要**
- ▶ 想定される汚染の除染方法を定める場合でも**詳細な内容は、放射線障害予防規程ではなく、下部規程等において必要な措置を記載**することも可能

【例】

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示(平成30年1月5日、原子力規制委員会告示2号。以下「告示」という。)第1条第1項第1号に定める放射性同位元素（**放散性RI**）の場合
 - 想定される事象：放射性同位元素の漏えい又は飛散、内部被ばくの発生、管理区域の火災
 - 判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、ダストサンプラーの異常値検出、火災報知器の発報
 - 措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、拡大防止・除染の手順、作業業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

⑭ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(3/5)

- 告示第1条第1項第2号に定める放射性同位元素（**非放散性RI**）の場合(同条第2項の場合を除く。)
 - 想定される事象：遮蔽の喪失、外部被ばくの発生、管理区域の火災
 - 判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、プール水位の異常低下、火災報知器の発報、監視カメラでの異常視認
 - 措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、放射性同位元素の収納又は遮へいの手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順
- 告示第2条第1項第1号(同条第2項の装置を除く。)及び同条第1項第2号(同条第3項の場合を除く。)に定める**放射線発生装置**の場合
 - 想定される事象：外部被ばくの発生、管理区域の火災
 - 判断の基準：エリアモニターでの異常値検出、火災報知器の発報、人感センサーの検知、監視カメラでの異常視認
 - 措置の手順：通報連絡の手順、モニタリング・計測手順、作業者等の避難・救助の手順、立入制限の手順、消防・医療機関等への対応手順、自衛消防等の対応手順

⑭ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(4/5)

- 14-4) 当該年度に実施する訓練の計画の策定、訓練の実施、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善に係る手順を規定すること。
なお、策定する計画には、各年度に1回以上の訓練を実施することを記載すること。
- ▶ 応急の措置に係る訓練の一連の流れを通じ、危険時の事前対策を改善するプロセスの規定を「手順」として要求
改善内容については、年度ごとに記録することが必要であり、記録は立入検査にて確認
- 14-5) 策定した訓練の計画、実施した訓練の内容、実施した訓練の評価及び評価を踏まえた改善結果の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定すること。

⑭ 応急の措置【規則21条第1項第14号】(5/5)

14-6) 事業者から応急の措置を講じる際に協力を得る最寄りの都道府県警察、消防機関及び医療機関（以下「機関」という。）の機関名、通報連絡先並びに平時から機関に提供しておくべき情報を機関との相談結果を踏まえて規定すること。

- ▶ 警察や消防との連携は、施設において緊急事態が発生した場合、警察による避難誘導や消防による消火・救助等の対応のため、警察や消防が必要とする情報をあらかじめ共有すること等を想定
- ▶ 医療機関その他の関係機関との連携の考え方については、今後、関係省庁等と検討を進め、許可届出使用者に情報提供を実施予定

【例】

- 事業者の業務内容及び従業員数
- 放射性同位元素等の所在場所の図面
- 使用している放射性同位元素の核種、数量及び性状
- 応急の措置を講じる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名及び連絡先
- 発生しうる事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順
- 応急の措置を講ずるために必要な設備若しくは資機材又はそれらの保管場所
- 緊急時の連絡先

⑮ 業務の改善【規則21条第1項第15号】(1/2)

- 本号では、改正法によって新設された法第38条の4において許可届出使用者等の責務が新設されることを踏まえ、法令に基づく個々の規制要求を満たすだけでなく、最新の知見を踏まえつつ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性をより一層向上させるために、マネジメント層を含む事業者全体の取組として、放射線障害の防止に関し、継続的に改善を行う体制及び方法を定めることを求めている。
なお、他法令等で、既に継続的に改善を行う体制を構築している場合には、その仕組みを活用してもよい。
 - ▶ 業務の改善の取組方法については、特定許可使用者等の実情に応じて、外部評価の活用も含め、適切な体制及び方法の構築を要求
- 15-1) マネジメント層を含む放射線障害の防止に関する業務の改善に関する組織及び責任者を規定すること。なお、マネジメント層とは、必ずしも法人の代表者である必要はなく、評価の結果を踏まえ人的及び財政的な手当を行い、放射線障害の防止に関する業務の改善措置につなげる仕組みの構築ができる者をいう。また、放射線障害の防止に関する業務の改善とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱うにあたり、個々の放射線障害の防止に関する業務を体系的に実施するために必要な計画、実施、評価及び継続的な見直しを行うことをいう。

⑮ 業務の改善【規則21条第1項第15号】(2/2)

- 15-2) 特定許可使用者及び許可廃棄業者の**実態、事故・故障の事例並びに最新の知見等を踏まえ、放射線障害の防止に関する業務を評価し、評価を踏まえた改善を行う手順を規定**すること。なお、評価を踏まえた改善を行う手順には、**マネジメント層の関与を含むもの**とすること。
- 15-3) 放射線障害の防止に関する業務の改善に関する**評価及び改善措置の内容がわかるよう必要な記録を行うことを規定**すること。

⑯ 管理の状況の報告【規則21条第1項第16号】

- 本号では、使用者等の安全管理を行う組織又は事業所等の責任者等が、**法令を確実に遵守するため、原子力規制委員会に報告する事項、報告時期及び報告する責任者等をあらかじめ定めることを求めている。**

16-1) 下記の事項に関する報告の手順を規定すること。

- ① 規則第28条の3の規定に該当する事象が生じた場合の報告（事故等の報告）
- ② 規則第39条第2項の報告書（放射線管理状況報告書）の提出（提出期限を含む。）

⑰ 廃棄物埋設【規則21条第1項第17号】

- 本号は、廃棄物埋設地の管理の期間及びその終了後において、放射線障害の防止の観点から、放射性同位元素等であって埋設の方法による最終処分を行おうとするものに関して講ずべき措置を求めるものである。現状、廃棄物埋設の事業が見込まれていないが、**事業が見込まれた段階で放射線障害の防止のために講ずる措置を具体的に定めることを求める予定**である。

⑱ その他【規則21条第1項第18号】

- 予防規程の目的及び予防規程における用語の解説並びに規則第21条第1項第1号から第17号までに掲げるものに加えて、使用者等が**実態に即し独自に放射線障害の防止に必要な事項を定めること**を求めている。
- 使用者等の**実態に即し、放射線障害の防止に関し必要な事項を規定**すること。

Ⅱ-4. 予防規程に基づく活動状況の確認

法令改正に係る必要事項を、予防規程に反映するよう要求
(平成31年8月30日までに変更の届出)



立入検査で確認予定

従来の逐条的な検査に加え、予防規程(下部規程を含む。)を基にした検査を予定



検査のポイント

- 予防規程がガイドに基づき作成され、予防規程に基づき放射線障害防止に関する活動が行われていることが重要
- 主任者に依存することなく、組織全体としての活動、マネジメント層による関与も踏まえた活動となるよう、予防規程を見直すこと
- 事業者の責務規定に鑑み、安全性向上に資する諸活動を組織的に行えるよう、予防規程及び下部規程等を見直すこと

Ⅱ-5. 予防規程の見直しのポイント

1. 施設全体の関与・マネジメント層の関与が必須
2. 組織(図)の見直し及び作成
3. 放射線取扱主任者及び代理者の責務と権限の明確化
4. 担当業務に対する責務と権限
5. 担当業務の手順の盛り込み
6. 教育及び訓練のありかた(施設に最適な教育訓練)
7. 危険時の情報提供の方法(施設に最適な情報提供)
8. 事故等の報告に関する手順、責任者の明確化
9. 下部規程との関連性の明確化
10. 業務改善に関する取り組みの明確化(PDCA的活動)

予防規程の見直しは、
ゴールではなく、業務の改善活動のスタートです！

医療機関における取組み(1/3)

- ◎ 医療の安全を確保するための指針の策定
 - 医療に係る安全管理のための指針
 - 院内感染対策のための指針
- ◎ 医療の安全を確保するための委員会の開催
 - 医療に係る安全管理のための委員会
 - 院内感染対策のための委員会
- ◎ 医療の安全を確保するための従事者に対する研修を実施
 - 医療に係る安全管理のための職員研修（年2回程度）
 - 院内感染対策のための研修（年2回程度）
 - 医薬品の安全使用のための研修（必要に応じて）
 - 医療機器の安全使用のための研修（医療機器導入時は重要）

医療機関における取組み(2/3)

◎ その他の医療の安全を確保するための措置

- **医薬品・医療機器の安全使用のための責任者の設置**
 - 院内の事故報告制度等の医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策
- （医療事故・ヒヤリハット等、感染症の発生状況の報告等、医薬品の安全使用のために必要となる情報、**医療機器の安全使用のために必要となる情報等**）
- 医薬品の業務手順書の作成及び手順書に基づく業務の実施
 - **医療機器の保守点検計画の策定及び保守点検の適切な実施**

医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置について、「中小医療機関向け医療機器保守点検のあり方に関する研究班」が取りまとめた「医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針」が策定されたことに伴い、安全管理体制確保措置について、担当部署から通知が発出（平成30年6月12日付）。

医療安全を確保するための諸活動を放射線障害防止法に基づく管理と紐付けることも可能ではないか？（むしろ、効率的な管理上必要ではないか？）

医政地発0612第1号
医政経発0612第1号
平成30年6月12日

平成30年6月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公印省略）

厚生労働省医政局経済課長
（公印省略）

医療法：第6条の12
同法施行規則：第1条の11

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について

医療機器に係る安全管理のための
体制確保のための措置

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の11の規定に基づき、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置（以

「中小医療機関向け医療機器保守点検の在り方に関する研究班」において、病院等におけるCT・MRI装置に係る保守点検指針を取りまとめた、「医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針」（別添1）が策定されたことに伴い、前通知を廃止し、今後、安全管理体制確保措置については下記のとおりとすることとした

こである。今般、厚生労働行政推進調査事業「中小医療機関向け医療機器保守点検のあり方に関する研究班」において、病院等におけるCT・MRI装置に係る保守点検指針を取りまとめた、「医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針」（別添1）が策定されたことに伴い、前通知を廃止し、今後、安全管理体制確保措置については下記のとおりとすることとしたので、遺憾なきを期されたい。

また、貴管下の病院等に対し周知するとともに、必要に応じこれらの機関を指導されたい。

＜通知内容は次ページ以降＞

第1 医療機器安全管理責任者について

病院等の管理者は、法第6条の12及び規則第1条の11第2項第3号に規定する医療機器の安全使用のための責任者（以下「**医療機器安全管理責任者**」という。）を配置すること。医療機器安全管理責任者については次のとおりとする。

1. 資格

医療機器安全管理責任者は、**医療機器の適切な使用方法、保守点検の方法等、医療機器に関する十分な経験及び知識を有する常勤職員**であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師（助産所の場合に限る）、看護師、歯科衛生士（主として歯科医業を行う診療所に限る。）、**診療放射線技師**、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。なお、**医療機器の適切な保守を含めた包括的な管理に係る実務を行うことができる者**であること。

2. 他の役職との兼務

病院における医療機器安全管理責任者は、**管理者との兼務を不可**とするが、医薬品安全管理責任者等の他の役職との兼務を可とすること。

3. 安全管理のための体制を確保しなければならない医療機器

医療機器安全管理責任者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下、「**医薬品医療機器等法**」という。）**第2条第4項に規定する病院等が管理する医療機器の全てに係る安全管理のための体制を確保しなければならないこと**。なお、当該医療機器には、病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用される医療機器及び、病院等に対し貸し出された医療機器も含まれること。

4. 業務

医療機器安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとする。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

- (1) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- (3) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

第2 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修について

医療機器安全管理責任者は、規則第1条の11第2項第3号イの規定に基づき、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修については次のとおりとする。

1. 研修の定義

医療機器の安全使用のための研修は、個々の医療機器を適切に使用するための知識及び技能の習得又は向上を目的として行われるものとし、具体的には次に掲げるものが考えられること。

(1) 新しい医療機器の導入時の研修

病院等において過去に使用した実績のない新しい医療機器を導入する際には、当該医療機器を使用する予定の者に対する研修を行い、その実施内容について記録すること。なお、体温計・血圧計等、当該病院等において既に使用しており、操作方法等が周知されている医療機器に関しては、この限りではないこと。

(2) 特定機能病院における定期研修

特定機能病院においては、特に安全使用に際して技術の習熟が必要と考えられる医療機器に関する研修を年2回程度、定期的に行い、その実施内容について記録すること。なお、特に安全使用に際して技術の習熟が必要と考えられる医療機器には次に掲げる医療機器が含まれること。

- ①人工心肺装置及び補助循環装置
- ②人工呼吸器
- ③血液浄化装置
- ④除細動装置(自動体外式除細動器(AED)を除く。)
- ⑤閉鎖式保育器
- ⑥診療用高エネルギー放射線発生装置(直線加速器等)
- ⑦診療用粒子線照射装置
- ⑧診療用放射線照射装置(ガンマナイフ等)

2. 研修の実施形態

研修の実施形態は問わないものとし、病院等において知識を有する者が主催する研修はもとより、当該病院等における外部講師による研修、当該病院等以外の場所での研修、製造販売業者による取扱説明等も研修に含まれること。

なお、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。

3. 研修対象者

病院等において当該医療機器の使用に携わる医療従事者等の従業者

4. 研修内容

研修の内容については、次に掲げる事項とすること。

- ①医療機器の有効性・安全性に関する事項
- ②医療機器の使用方法に関する事項
- ③医療機器の保守点検に関する事項
- ④医療機器の不具合等が発生した場合の対応（施設内での報告、行政機関への報告等）に関する事項
- ⑤医療機器の使用に関して特に法令上遵守すべき事項

5. 研修において記録すべき事項

上記1(1)及び(2)の研修については、開催又は受講日時、出席者、研修項目のほか、研修の対象とした医療機器の名称、研修を実施した場所（当該病院等以外の場所での研修の場合）等を記録すること。

6. その他

上記1(1)及び(2)の研修以外の研修については必要に応じて実施すること。

第3 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施について

1. 保守点検計画の策定

医療機器の保守点検に関する計画（以下「保守点検計画」という。）の策定に当たっては、**医薬品医療機器等法の規定に基づき、添付文書に記載されている保守点検に関する事項を参照**すること。また、必要に応じて、当該医療機器の製造販売業者に対して情報提供を求めるとともに、当該製造販売業者より入手した保守点検に関する情報をもとに研修等を通じて安全な使用を確保すること。

(1) 保守点検計画を策定すべき医療機器

医療機器の特性等に鑑み、保守点検が必要と考えられる医療機器については、機種別に保守点検計画を策定すること。

保守点検が必要と考えられる医療機器には、次に掲げる医療機器が含まれる。

- ①人工心肺装置及び補助循環装置
- ②人工呼吸器
- ③血液浄化装置
- ④除細動装置（自動体外式除細動器（AED）を除く）
- ⑤閉鎖式保育器
- ⑥CTエックス線装置（医用 X 線 CT 装置）
- ⑦診療用高エネルギー放射線発生装置（直線加速器等）
- ⑧診療用粒子線照射装置
- ⑨診療用放射線照射装置（ガンマナイフ等）
- ⑩磁気共鳴画像診断装置（MRI 装置）

(2) 保守点検計画において記載すべき事項

保守点検計画には、以下の事項を記載すること。

- ①医療機器名
- ②製造販売業者名
- ③型式
- ④保守点検をする予定の時期、間隔、条件等

2. 保守点検の適切な実施

(1) 保守点検の記録

上記1(1)に掲げる保守点検が必要と考えられる医療機器については、個々の医療機器ごとに、保守点検の状況を記録すること。保守点検の記録は、以下の事項が把握できるように記載すること。

- ①医療機器名
- ②製造販売業者名
- ③型式、型番、購入年
- ④保守点検の記録(年月日、保守点検の概要及び保守点検者名)
- ⑤修理の記録(年月日、修理の概要及び修理者名)

なお、上記以外の事項でも、医療機器の保守点検を実施する過程で得られた情報はできる限り記録及び保存し、以後の医療機器の適正な保守点検に活用すること。また、CT・MRI 装置については、厚生労働行政推進調査事業「中小医療機関向け医療機器保守点検のあり方に関する研究班」による「医療機関における放射線関連機器等の保守点検指針」(別添1)がとりまとめられているため、当該指針も踏まえて保守点検の記録を行うこと。

(2) 保守点検の実施状況等の評価

医療機器の特性を踏まえつつ、保守点検の実施状況、使用状況、修理状況等を評価し、医療安全の観点から、必要に応じて操作方法の標準化等の安全面に十分配慮した医療機器の採用に関する助言を行うとともに、保守点検計画の見直しを行うこと。

(3) 保守点検の外部委託

医療機器の保守点検を外部に委託する場合には、法第15条の2に規定する基準を遵守すること。なお、医療機器安全管理責任者は、保守点検を外部に委託する場合も、保守点検の実施状況等の記録を保存し、管理状況を把握すること。

第4 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施について

1. 添付文書等の管理について

医療機器の使用に当たっては、医療機器の製造販売業者が指定する使用方法を遵守すべきである。そのため、医療機器安全管理責任者は、医療機器の添付文書、取扱説明書等の医療機器の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、その管理を行うこと。なお、医療機器を管理する過程で、製造販売業者が添付文書等で指定した使用・保守点検方法等では、適正かつ安全な医療遂行に支障を来たす場合には、病院等の管理者への状況報告及び当該製造販売業者への状況報告を行うとともに、適切な対処法等の情報提供を求めることが望ましいこと。

2. 医療機器に係る安全性情報等の収集について 医療機器安全管理責任者は、医療機器の不具合情報や安全性情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集するとともに、得られた情報を当該医療機器に携わる者に対して適切に提供すること。

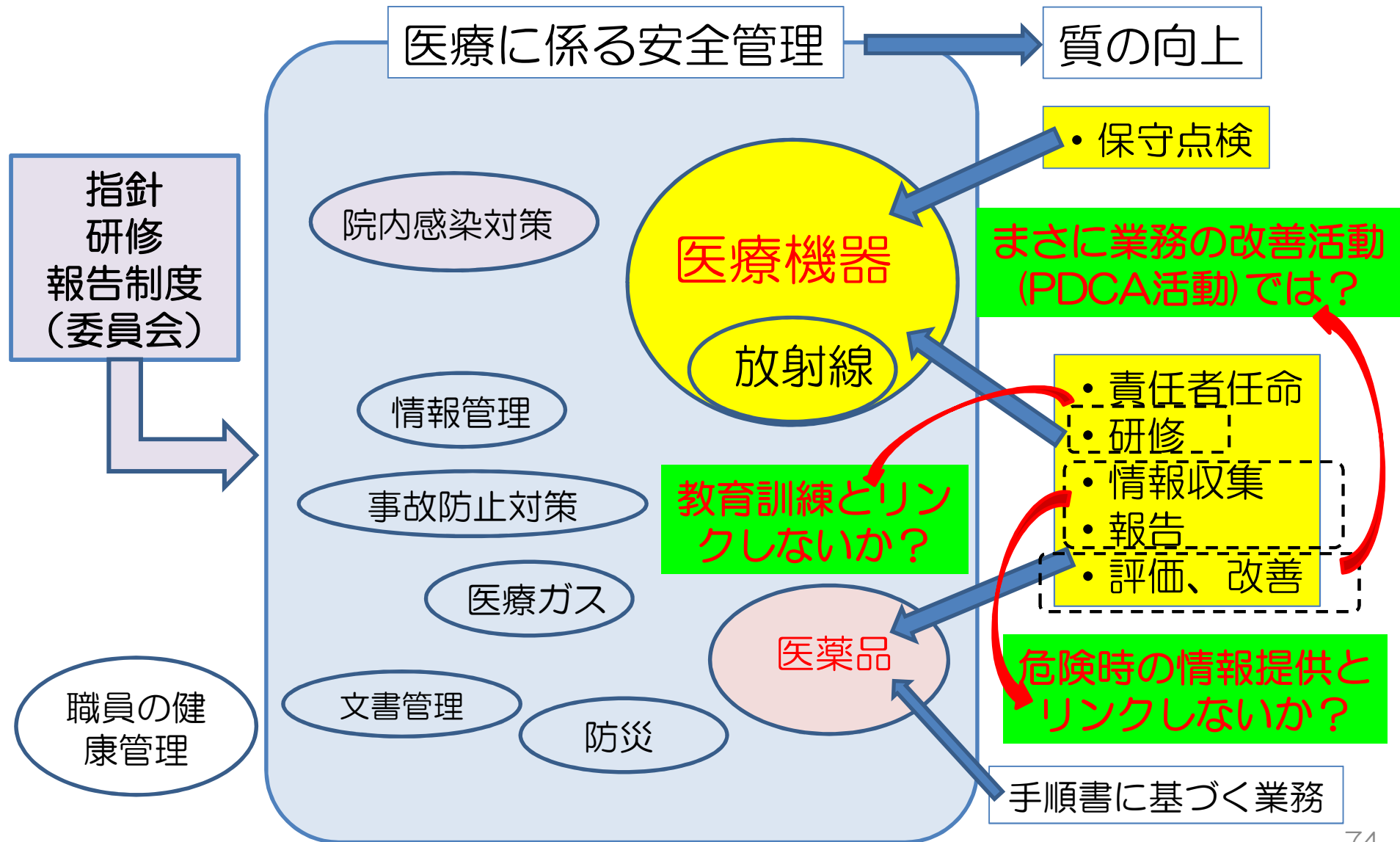
3. 病院等の管理者への報告について

医療機器安全管理責任者は、自らが管理している医療機器の不具合や健康被害等に関する内外の情報収集に努めるとともに、当該病院等の管理者への報告等を行うこと。また、情報の収集等に当たっては、医薬品医療機器等法において、①製造販売業者等が行う医療機器の安全な使用のために必要な**情報の収集**に対して病院等が協力するよう努める必要があること等（第68条の2第2項）、②病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医療機器について、当該品目の副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して直接副作用等を報告することが義務付けられていること（第68条の10第2項）に留意する必要があること。

第5 その他

（略）

医療機関における取組み(3/3)

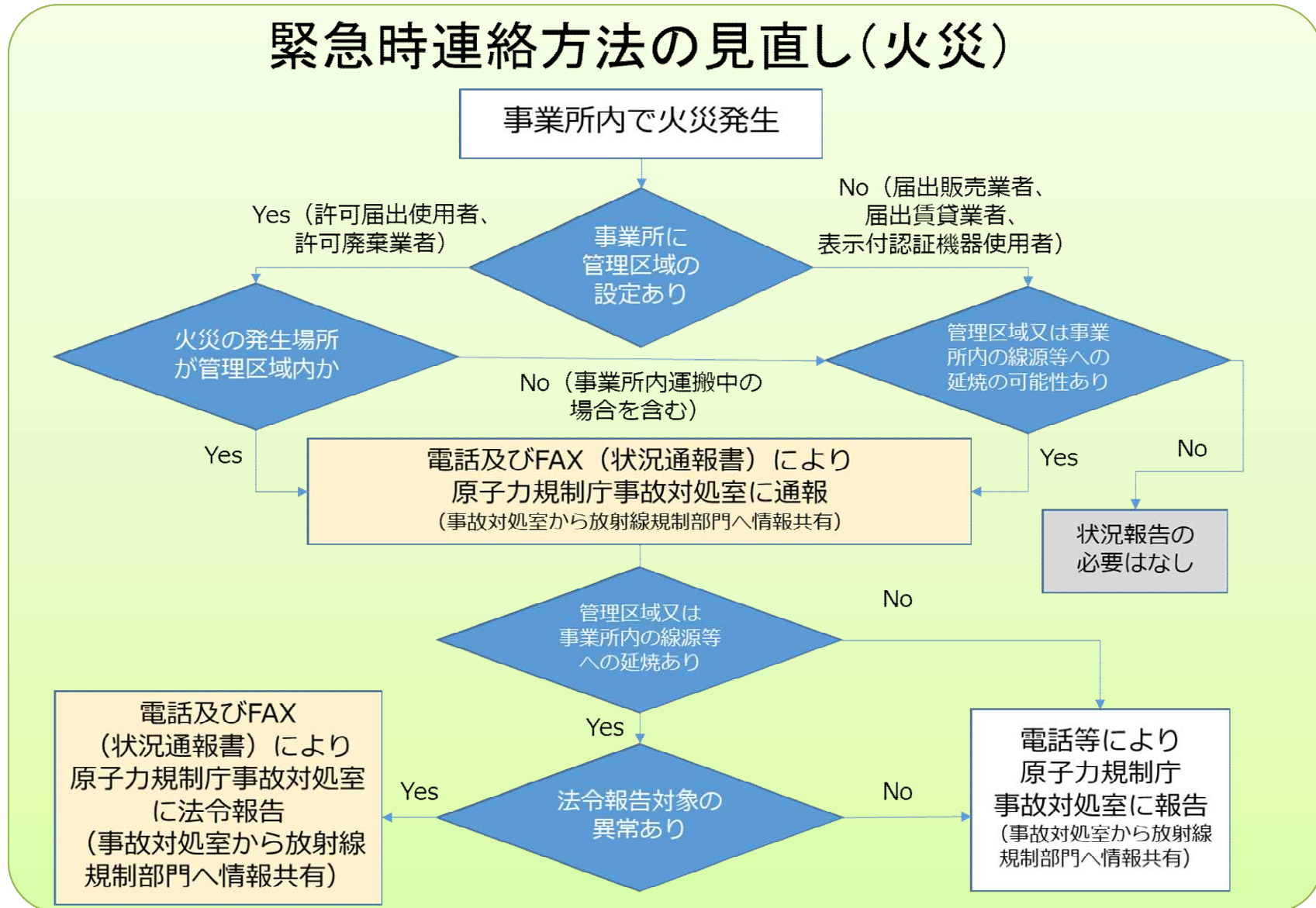


Ⅲ-1. 緊急時における連絡について（全事業者）【1/2】

旧	<p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 （平成25年3月19日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。 ◎ 事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。 ◎ 地震が発生した場合には、上述の異常事態が生じた場合のみ、直ちに電話連絡及びFAXによる状況の通報が必要です。
新 （平成30年度）	<p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 （原規放発第1803076号 平成30年3月7日 原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地震その他の災害等によるものも含め、放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。 ◎ <u>管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む）</u>には、法令報告の対象となる異常事態が発生しなくとも、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。

Ⅲ-1. 緊急時における連絡について（全事業者）【2/2】

緊急時連絡方法の見直し(火災)



Ⅲ-2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【1/3】

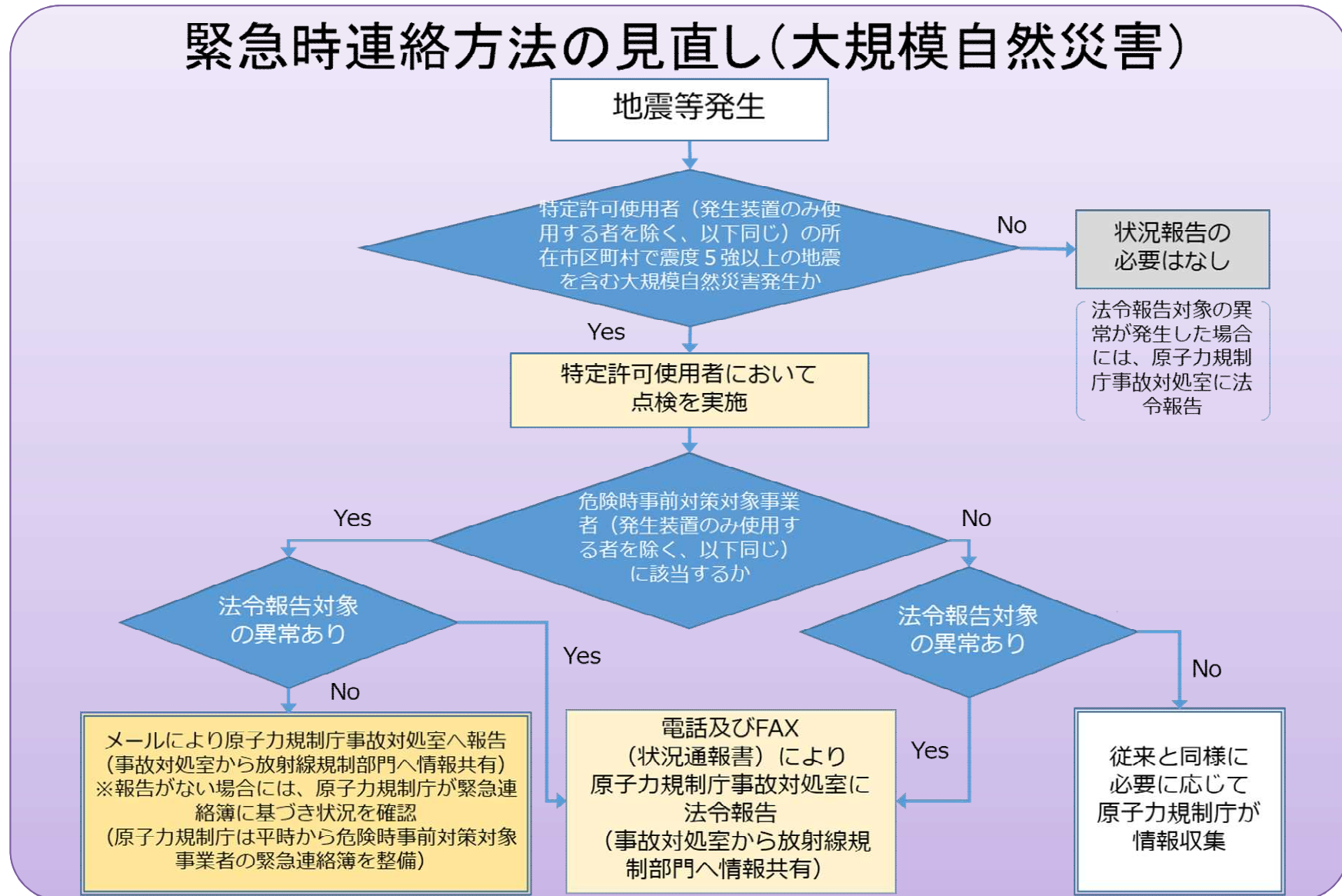
<p>旧</p>	<p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 （平成25年3月19日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）</p> <p>◎ 震度4以上の地震が発生した地域に施設が所在する特定許可使用者（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。）においては、直ちに施設・設備の点検を行い、特に問題がない場合には、メールにて連絡して下さい。</p>
<p>新 （平成30年度）</p>	<p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 （原規放発第1803076号 平成30年3月7日 原子力規制庁長官官房総務課事故対処室・放射線規制部門）</p> <p>◎ <u>大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合））</u>が発生した<u>市区町村の特定許可使用者</u>（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。以下同じ。）は、<u>安全確保の上、可能な限り速やかに施設・設備の点検</u>を行い、<u>法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、電話連絡を行うとともに、FAXにより状況を通報</u>して下さい。</p> <p>◎ 特定許可使用者については、<u>大規模自然災害等の発生時</u>、原子力規制庁が施設の状況について情報収集をすべきと判断した場合には、<u>放射線規制部門から状況の確認を行うことがありますので、御協力をお願いします。</u></p>

Ⅲ-2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【2/3】

<p>旧</p>	<p>事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」 （平成25年3月19日 文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）</p>
<p>新 （平成30年度）</p>	<p>事務連絡「放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の緊急時における連絡について」 （原規放発第1803076号 平成30年3月7日 原子力規制庁長官官房総務課事故対応室・放射線規制部門）</p> <p>◎ 特定許可使用者のうち、平成30年4月に施行する放射線障害防止法<u>施行規則第21条第1項第14号に該当する者（危険時の措置の事前対策を求める者。ただし、放射性同位元素の使用により当該措置に該当する者に限る。）</u>においては、<u>所在する市区町村で大規模自然災害が発生した場合、施設・設備の点検の結果、法令報告の対象となる異常がない場合には、その旨をメール※により報告</u>して下さい。</p> <p>◎ メール※には、次の事項を入力して送信して下さい。</p> <p>件名：「件名（地震／風水害による家屋全壊／他点検結果）、異常なし」 本文：「事業所名（〇〇研究所等）、概要（〇時〇分現在、設備点検の結果、異常なし等）、連絡先（連絡に対応できる方の氏名、電話番号、メールアドレス等）」</p> <p>◎ 報告がない場合は、原子力規制庁が現在整備中の緊急連絡簿に基づき状況確認。</p> <p style="text-align: right;">※ メールアドレスは、<u>事務連絡</u>を参照</p>

Ⅲ-2. 緊急時における連絡について（特定許可使用者）【3/3】

緊急時連絡方法の見直し（大規模自然災害）



Ⅲ-3. 緊急時の連絡先等

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 総務課 事故対応室

電話（業務時間内、夜間・休日）及びFAX番号は、
平成30年3月7日付け事務連絡を参照してください。

＜＜ 連絡に当たっての留意点 ＞＞

- 事故・トラブルが発生した場合には、第1報の連絡を直ちに
行うことが重要
- 第1報は、未確認なものの確認を待たずに連絡することが
重要
- 第2報以降で順次確認できた内容を連絡することで良い

最近の放射線安全行政の動向について

以上です。
ご清聴ありがとうございました。